

事務連絡
令和4年4月4日

各〔都道府県
市町村〕障害児支援主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児に係る居宅介護等の支給決定等について（周知依頼）

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、障害児の保護者からの申請に基づき、当該障害児に係る居宅介護等の支給決定又は障害児通所支援の給付決定を行う際には、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はないこととしてきました。

また、令和3年4月から、乳幼児期（特に0歳から2歳）の医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する場合には、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲（乳幼児として通常想定される範囲）として介助を要するののか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達の範囲を超える介助を要する状態であるののか、判断が難しいことから、医療的ケアスコアを用いて、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達の範囲を超える介助を要する状態にあるかどうか（以下「障害福祉サービスの必要性の有無」という。）について、医師の判断を活用することとしました。

一方、「障害者手帳が交付されていないことを理由に支給決定等を受けられない。」、「医療的ケアスコアを提出しても支給決定等を受けられない。」といった声が寄せられていることから、今般、上記の取扱いについてより明確化する趣旨で、以下の通知等の改正を行ったところです。

なお、以下の通知では、居宅介護等の支給決定又は障害児通所支援の給付決定に当たり、当該児童が支援（又は療育・訓練）を必要とするか否かについて、市町村保健センター児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましい旨を記載していますが、医療的ケアスコアの提出があった場合は、障害福祉サービスの必要性の有無について、改めて他の専門的機関に意見を求める必要はないことを申し添えます。

各市町村におかれては、本件取扱いについて、支給決定等を行う担当部署の職員に改めて伝達いただき、支給決定等の事務に遺漏がないようお願い申し上げます。

（改正した通知・事務連絡）

- ・ 介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日障発第0323002号）
- ・ 障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発第0330第14号）

- ・ 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）
- ・ 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

T E L : 03-5253-1111（内線 3037）

F A X : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp